全 L 協保安・業務 G 5 第 2 5 3 号 令和 6 年 3 月 2 2 日

正 会 員 各位

(一社)全国 L P ガス協会

液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合 並びに経済産業大臣が定める期間を定める件について (お知らせ)

標記につきまして、令和6年能登半島地震による災害救助法が適用された区域について、再講習等の期間が令和6年3月19日付けの告示において公布・施行されましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては関係する会員に対し、また直接会員におかれましては関係する営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

【主な概要】

- ・ 令和6年3月31日までに再講習を受講しなければならない業務主任者や保 安係員等については1年間延長する
- ・ 令和6年1月1日から令和6年6月30日までに再講習期間が経過しており、 業務主任者や保安係員等を選任した場合に係る講習期間を6ヶ月間延長する

以 上

発信手段: Eメール

担当:保安・業務グループ 橋本、國坂

忠

うに定める。

令和六年三月十九日

七十四条第四項及び第百九条第三項の規定に基づ

る場合並びに経済産業大臣が定める期間を次のよ

これらの規定の事由及び経済産業大臣が認め

及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九

三十二条第二項並びに液化石油ガスの保安の確保

年通商産業省令第十一号)

第二十三条第四項、第

2

経済産業大臣が定める期間

令和六年能登半島地震

た同法第二条第一項に規定する災害発生市町

(昭和二十二年法律第百十八号)が適用され 令和六年能登半島地震に際し災害救助法 事由及び経済産業大臣が認める場合

経済産業大臣

齋藤

健

火曜日	官	第 1 1 8 4 号											
項ただし書、コンピナート 「一年通商産業省令第七十四号」 通商産業省令第七十四号型 ができたが、コンピナート では、コンピナート	和四十一年通商産業省会高圧ガス製造保安責任基高圧ガス製造保安責任事人保安規則(昭和四十一年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	二号)第六十六条第ガス保安規則(昭和省告示第二十五号	特定五一四六	特定五一四五	特定五一四四	特定五—四三	特定五一四二	特定五一四一	特定五—四〇	特定五—三九	特定五—三八	特定五—三七	特定五一三六
	和四十一年通商産業省令第五十四号)第十条高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則号)第六十八条第四項、高圧ガス保安法に基ス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五		号庫氷上特三	号 庫 氷 上 特 二	号庫氷上特一	兵庫美方特二	号庫美方特一	号 庫養父特五	号庫養父特四	号庫養父特三	兵庫養父特二	号 兵庫養父特 一	八—三七号 北
第二十七条第四項、 (号)第二十七条第四項、 (号)第二十七条第四項、 (号)第二十七条第四項、 (等保安規則(昭和六十四年)	9 女 有	四四	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
が 大きで 大きで 大きで 大きで 大きで 大きで 大きで 大きで	第十条第二 (令第五十三)	一般高圧ガー	"	"	町玉巻奥後兵庫県丹波	"	八泉町七釜霜 兵庫県美方	"	"	"	;]]	打和田田開 兵庫県養父-	"
を規等八及で発金に安第第	イ 液化石油ガス保安 期間を一年間延長する 月三十一日に終了する	他事業場に従る村の区域(次日			二市 〇山 南		· 霜月谷一 一 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二					市大屋	
は保男及一	ルを表の	(次号にお	"	"	"	"	"	"	"	"	"	_	"
を受けさせなければならない期間を受けさせなければならない期間を受けさせなければならない期間を受けさせなければならない期間を受けさせなければならない期間を受けさせなければならない期間を受けるという。	イ 液化石油ガス保安規則第六十六条第一項期間を一年間延長する。 月三十一日に終了するものについては、当該月三十一日に終了するものについては、当該であって、その次に掲げる期間が令和六年三	他事業場に従事する者又は居住地を有する者いう。)内に所在する工場若しくは事業所その村の区域(次号において「特定被災区域」と	n	"	生八八一—一 兵庫県丹波市氷上町石 合資会社足立銀四郎商店	"	温泉町七釜七四四七釜区(兵庫県美方郡新	"	n	"	Ē	鹿打八鹿一六七丘養父市 兵庫県養父市八	"
Ξ Ο													

 \Box を受けさせなければならない期間 **規定により保多係員及て保多主任者に請習**

を受けさせなければならない期間 第二項の規定により保安企画推進員に講習 項及びコンビナート等保安規則第二十七条 エネルギーの使用の合理化及び非化石エ 一般高圧ガス保安規則第六十八条第二

液化石油ガス保安規則第六十六条第二

第十四条第一項の規定によりエネルギー理ネルギーへの転換等に関する法律施行規則 によりエネルギー管理員に講習を受けさせない期間及び同令第三十二条第一項の規定 企画推進者に講習を受けさせなければなら なければならない期間

項及び第二項の規定により業務主任者に講 正化に関する法律施行規則第二十三条第一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の

> 習を受けさせなければならない期間、 ない期間並びに同令第百九条第一項及び第 充てん作業者が再講習を受けなければなら 第七十四条第二項及び第三項の規定により 習を受けなければならない期間 一項の規定により液化石油ガス設備士が講 同令

了するものについては、当該期間を六月間延 和六年一月一日から六月三十日までの間に終 有する者であって、その次に掲げる期間が令 業所その他事業場に従事する者又は居住地を 特定被災区域内に所在する工場若しくは事

項及びコンビナート等保安規則第二十七条 を受けさせなければならない期間 項及びコンビナート等保安規則第二十七条 者に講習を受けさせなければならない期間 第三項の規定により保安係員及び保安主任 第一項の規定により保安企画推進員に講習 液化石油ガス保安規則第六十六条第 液化石油ガス保安規則第六十六条第三 一般高圧ガス保安規則第六十八条第一 一般高圧ガス保安規則第六十八条第三

せなければならない期間 項の規定により業務主任者に講習を受けさ 正化に関する法律施行規則第二十三条第三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適

)国土交通省告示第百八十三号 この告示は、公布の日から施行する。

画の変更を承認したので、同条第二項の規定にお き、次のとおり告示する。 いて準用する同法第六十二条第一項の規定に基づ 三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計 令和六年三月十九日 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十

施行者の名称 国土交通大臣 国土交通大臣 斉藤

都市計画事業の種類及び名称

昭和五十八年

三 事業施行期間 自令和六年三月十九日至令和 十一年三月三十一日 画公園事業九・七・〇〇二常陸海浜公園 建設省告示第千三百二十四号水戸・勝田都市計

匹 事業地

使用の部分 収用の部分 なし 変更なし

〇国土交通省告示第百八十四号

めることが適当である旨の答申があったので、運により、運輸審議会から、標準的な運賃として定 は、令和六年二月二十九日付け国運審第五十五号 第二十九条の規定により、これを告示する。 告示事案(事案番号令六第六〇〇一号)について 輸審議会一般規則(昭和二十七年運輸省令第八号) 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の

閲覧に供する。 なお、答申書の内容は、 運輸審議会において、

令和六年三月十九日

国土交通大臣 鉄夫

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの で、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十 砂防法(明治三十年法律第二)の国土交通省告示第百八十五号 二号)第一条の規定に基づき、告示する。 令和六年三月十九日 (明治三十年法律第二十九号) 第二条の

砂防法第二条の土地に係る河川の名称 国土交通大臣 斉藤

京都府綴喜郡并手町大字多賀 の河川敷、 河川、道路及び畦畔のうちその接している区間 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する 道路敷及び畦畔 一番一

小字新造 九番一 六番 四番一 二〇番二から二〇番四まで 一番六及び一番七

九番五 一〇番一

一五番 一〇番二

二四番 五番

二三番

二番

砂防法(明治三十年法律第二十九号)〇国土交通省告示第百八十六号

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの 二号)第一条の規定に基づき、告示する。 令和六年三月十九日 砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十 第二条の

国土交通大臣 斉藤 鉄夫